

みやこ町地域防災計画

地震対策編

令和7年3月

みやこ町防災会議

— 目 次 —

第1章 総 則		
第1節 計画の目的・性格等	第1 目的	1-1
	第2 計画の性格	1-1
	第3 計画の構成	1-1
	第4 用語	1-1
第2節 地震防災面からみた みやこ町の特性・ 災害の想定	第1 自然的条件	1-2
	第2 社会的条件	1-3
	第3 本町の地震災害の特色	1-3
第3節 災害の想定		1-5
第4節 重点的に取り組む べき対策	第1 地域の防災力を向上させるための住民運動の 展開	1-9
	第2 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策 の推進	1-9
	第3 建築物等の耐震化の推進	1-10
	第4 高齢化社会などに対応した防災体制の確立	1-10
	第5 学校における防災教育推進	1-10
第5節 防災関係機関等の 業務大綱		1-11
第6節 防災ビジョン		1-12
第7節 計画の運用等	第1 平常時の運用	1-13
	第2 災害時の運用	1-14
	第3 計画の周知	1-14
第8節 災害に関する調査 研究の推進		1-15
第2章 災害予防計画		
第1節 基本方針	第1 人命損失防止対策の重点的推進	2-1
	第2 重度の生活障害防止対策の推進	2-1
	第3 防災的な土地利用の推進	2-1
	第4 防災基幹施設の防災対策の推進	2-1
	第5 防災力の向上	2-2
	第6 効果的な応急対策のための事前対策の推進	2-2
第2節 防災基盤の強化	第1 都市構造の防災化	2-3
	第2 建築物等の安全化	2-6
	第3 土木防災施設・社会資本施設等の安全化	2-8
第3節 住民等の防災力の 向上	第1 住民が行う防災対策	2-10
	第2 自主防災体制の整備	2-11
	第3 企業等防災対策の促進	2-11
	第4 防災知識の普及	2-11

— 目 次 —

第3節 住民等の防災力の向上	第5 防災訓練の充実	2-12
	第6 住民の心得	2-12
第4節 効果的な応急活動のための事前対策	第1 広域応援・受援体制の整備	2-14
	第2 防災体制・施設・資機材等の整備	2-14
	第3 災害救助法等の運用体制の整備	2-15
	第4 情報管理体制の整備	2-15
	第5 広報・広聴体制の整備	2-16
	第6 二次災害の防止体制の整備	2-16
	第7 救出救助体制の整備	2-17
	第8 避難体制の整備	2-18
	第9 交通・輸送体制の整備	2-18
	第10 医療救護体制の整備	2-18
	第11 要配慮者安全確保体制の整備	2-19
	第12 災害ボランティアの活動環境等の整備	2-19
	第13 災害備蓄物資等整備・供給計画	2-19
	第14 住宅の確保体制の整備	2-19
	第15 災害廃棄物処理体制の整備	2-20
	第16 保健衛生・防疫体制の整備	2-20
	第17 帰宅困難者支援体制の整備	2-20
	第18 液状化災害予防計画	2-21
	第19 防災関係機関における業務継続計画	2-21
	第20 南海トラフ地震臨時情報への対応	2-22
第3章 災害応急対策計画		
第1節 活動体制の確立	第1 職員の動員配備	3-1
	第2 災害警戒本部の設置	3-6
	第3 災害対策本部の設置	3-7
	第4 災害対策本部の運営	3-9
	第5 自衛隊の災害派遣要請	3-12
	第6 応援要請	3-13
	第7 災害救助法の適用	3-13
	第8 要員の確保	3-13
	第9 災害ボランティアの受入・支援	3-13
第2節 災害応急対策活動	第1 地震情報伝達対策(緊急地震速報等の伝達)	3-14
	第2 被害情報等の収集伝達	3-17
	第3 広報・広聴	3-19
	第4 地震水防対策の実施	3-19
	第5 二次災害の防止	3-19
	第6 救出活動	3-22

目 次

第2節 災害応急対策活動	第7	避難対策の実施	3-22
	第8	交通・輸送対策の実施	3-22
	第9	医療救護	3-22
	第10	要配慮者の支援	3-23
	第11	保健衛生、防疫、環境対策	3-23
	第12	遺体搜索、収容及び火葬	3-23
	第13	飲料水の供給	3-23
	第14	食料の供給	3-23
	第15	生活必需品等の供給	3-23
	第16	救援物資等の受入れ、仕分け等	3-23
	第17	住宅の確保	3-23
	第18	災害廃棄物等の処理	3-24
	第19	文教対策の実施	3-24
	第20	警備対策の実施	3-24
第21	ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	3-24	
第4章 災害復旧・復興計画			
第1節 災害復旧・災害復興の基本方針	第1	基本方針	4-1
	第2	災害復旧・復興計画の構成	4-1
	第3	災害復旧・復興推進本部の設置	4-1
第2節 災害復旧事業の推進	第1	復旧事業計画	4-2
	第2	激甚災害の指定	4-2
第3節 被災者等の生活再建等の支援	第1	り災証明書の発行	4-4
	第2	被災者台帳の整備	4-4
	第3	生活相談	4-4
	第4	女性のための相談	4-4
	第5	雇用機会の確保	4-4
	第6	義援金品の受付及び配分等	4-4
	第7	生活資金の確保	4-5
	第8	郵便事業の特例措置	4-5
	第9	租税の徴収猶予、減免等	4-5
	第10	災害弔慰金等の支給等	4-5
	第11	災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発	4-5
第4節 経済復興の支援	第1	中小企業者への支援	4-6
	第2	農林業者への支援	4-6
第5節 復興計画	第1	復興計画作成の体制づくり	4-7
	第2	復興に対する合意形成	4-7
	第3	復興計画の推進	4-7

— 目 次 —

第1章 総 則

- 第 1 節 計画の目的・性格等
- 第 2 節 地震防災面から見たみやこ町の特性・災害の想定
- 第 3 節 災害の想定
- 第 4 節 重点的に取り組むべき対策
- 第 5 節 防災関係機関等の業務大綱
- 第 6 節 防災ビジョン
- 第 7 節 計画の運用等
- 第 8 節 災害に関する調査研究の推進

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に係る各防災関係機関とその役割、町域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）等について明らかにするものである。

第1節 計画の目的・性格等

第1 目的

基本編・風水害対策編 第1章 第1節「第1 目的」（1-1ページ）に準ずる。

第2 計画の性格

基本編・風水害対策編 第1章 第1節「第2 計画の性格」（1-2ページ）に準ずる。

第3 計画の構成

この計画の構成は以下のとおりとする。

第1章 総則	第1節 計画の目的・性格等 第2節 地震防災面から見たみやこ町の特性・災害の想定 第3節 災害の想定 第4節 重点的に取り組むべき対策 第5節 防災関係機関等の業務大綱 第6節 防災ビジョン 第7節 計画の運用等 第8節 災害に関する調査研究の推進
第2章 災害予防計画	第1節 基本方針 第2節 防災基盤の強化 第3節 住民等の防災力の向上 第4節 効果的な応急活動のための事前対策
第3章 災害応急対策計画	第1節 活動体制の確立 第2節 災害応急対策活動
第4章 災害復旧・復興計画	第1節 災害復旧・災害復興の基本方針 第2節 災害復旧事業の推進 第3節 被災者等の生活再建等の支援 第4節 経済復興の支援 第5節 復興計画

第4 用語

基本編・風水害対策編 第1章 第1節「第4 用語」（1-3ページ）に準ずる。

第2節 地震防災面からみたみやこ町の特性・災害の想定

第1 自然的条件

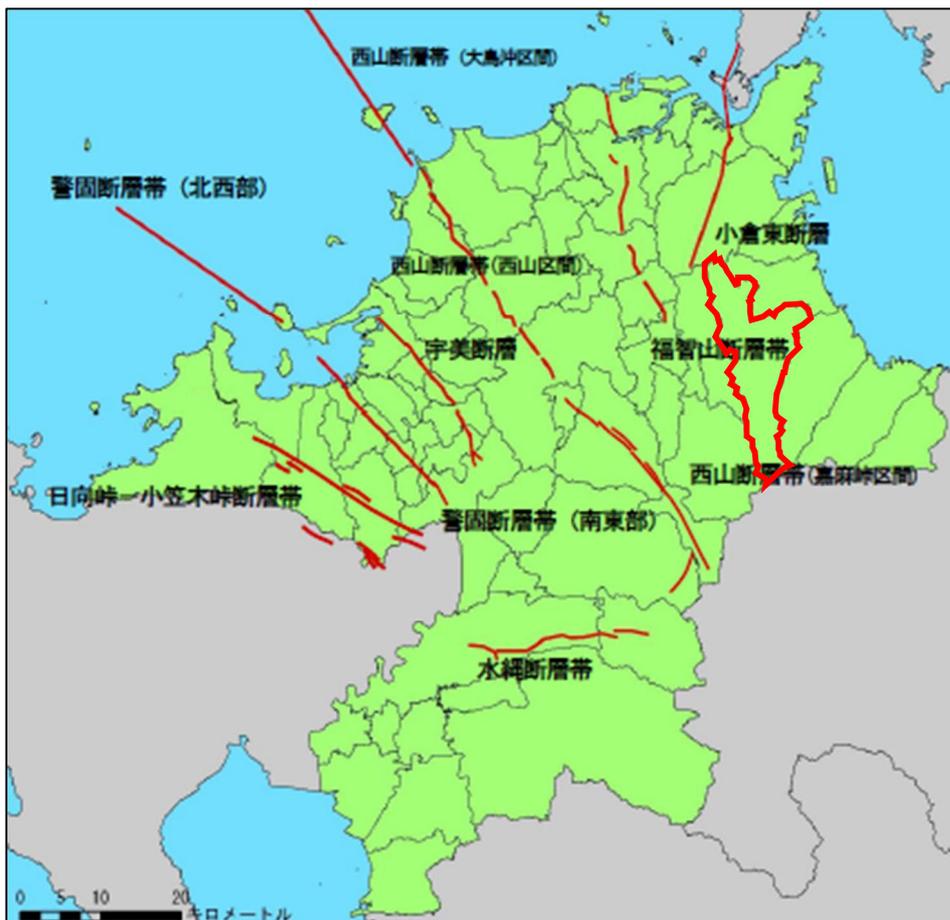
1 活断層

県内の活断層は「地震調査研究推進本部の長期評価（平成25年2月1日発表）」の結果等によると、主なものとして、以下の7断層(系)をあげることができる。

- ①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層系、④警固断層系、⑤水縄断層系、⑥宇美断層、⑦日向峠－小笠木峠断層

これらの断層はいずれも④⑤を除き歴史時代には活動していないが、ほぼ確実に活断層であると推定されている。このうち、本町に影響のある断層は、以下のとおりである。

活断層	活動の規模	断層の長さ	最大震度
小倉東断層（北東部）	マグニチュード6.9	約17km	6弱
西山断層（南東部）	マグニチュード7.3	約31km	6弱
西山断層（延長）	マグニチュード8.0	約80km	6弱
福智山断層	マグニチュード7.0	約20km	6弱



資料：「福岡県地域防災計画 地震・津波対策編 P10」（令和6年3月）

2 その他

基本編・風水害対策編 第1章 第2節 第1「1 自然的条件」(1-4ページ)に準ずる。

第2 社会的条件

基本編・風水害対策編 第1章 第2節 第1「2 社会的条件」(1-9ページ)に準ずる。

第3 本町の地震災害の特色

福岡県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震(マグニチュード7.0)により、福岡市(震度6弱)で甚大な被害を経験した。本町は、震度4(最大)で人的被害等はなかった。

また、福岡県では福岡管区气象台での有感地震記録によれば、1940年以来2024年までの間で、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震及びその余震、平成28年熊本地震関連の3回であり、加えて、最大震度4(昭和16年・平成8年の日向灘、昭和43年の愛媛県西方沖、平成3年の周防灘、平成26年の伊予灘、平成28年の熊本地震等)は26回経験している。

本町で、震度4以上を観測した回数は、平成17年の福岡県西方沖地震で2回、平成26年の伊予灘地震で1回、平成28年熊本地震で2回である。

■みやこ町における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
平成21年	7	1	0	0	0	0	0	0	0	8
平成22年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
平成23年	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
平成24年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成26年	5	0	0	1	0	0	0	0	0	6
平成27年	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
平成28年	80	22	6	2	0	0	0	0	0	110
平成29年	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6
平成30年	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
令和元年	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
令和2年	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
令和3年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
令和4年	3	1	1	0	0	0	0	0	0	5
令和5年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3

(資料:「気象庁震度データベース」(平成21年～令和5年)気象庁)

■福岡県西方沖地震による福岡県の被害状況

市町村名	人的被害				住家（住居）			その他
					全壊	半壊	一部 損壊	
	死者	負傷者		棟	棟	棟		
重傷		軽傷						
北九州市	0	3	0	3	0	0	5	震度：4、非住家被害(公共建物)9
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756	震度：6弱
飯塚市	0	2	0	2	0	0	79	震度：5強
嘉麻市	0	4	1	3	0	0	15	震度：5強
田川市	0	3	0	3	0	0	1	震度：4
みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	震度：4
その他	0	136	33	103	2	29	4,329	
計	1	1,186	197	989	143	352	9,185	

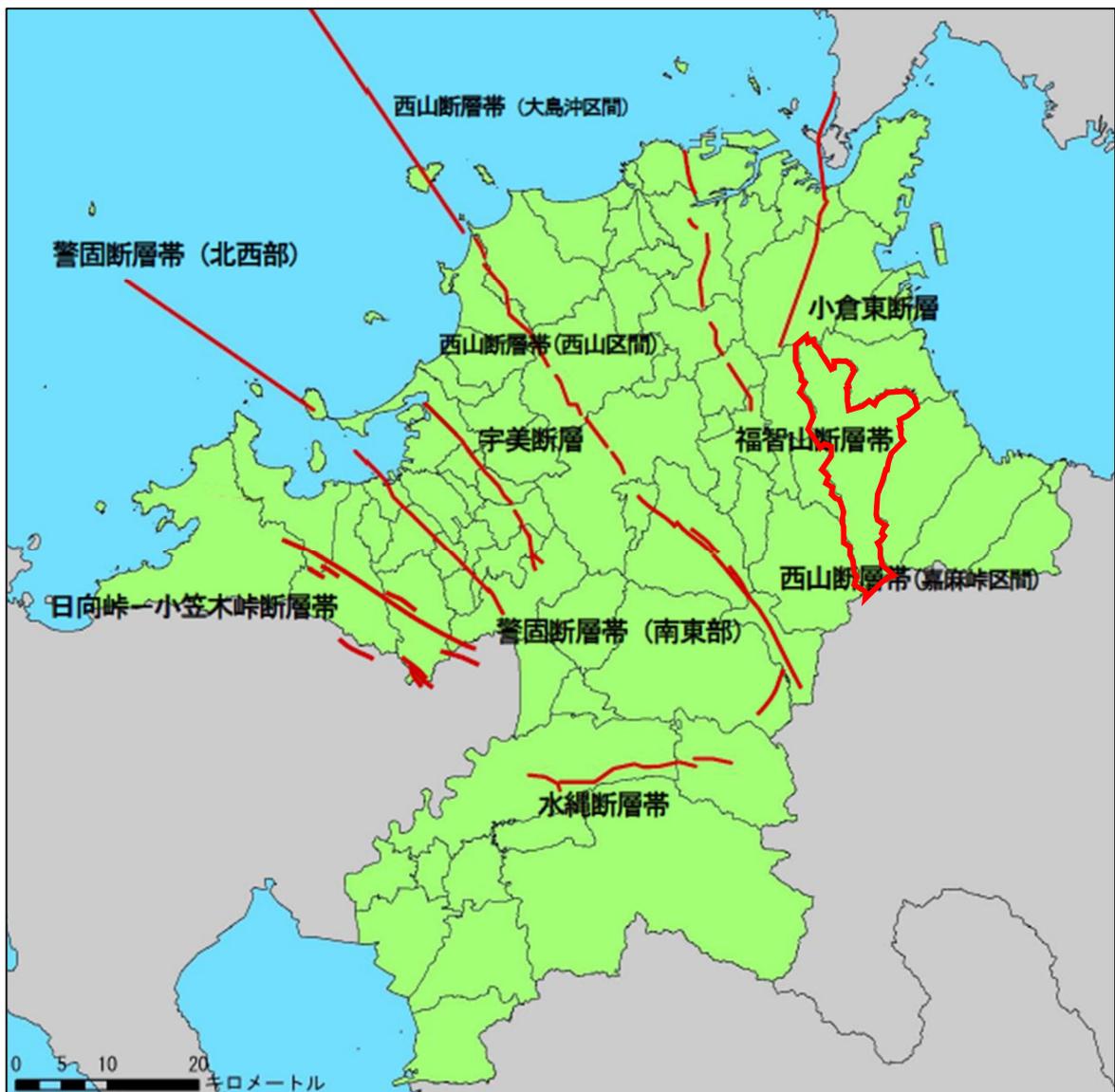
(資料：「福岡県西方沖を震源とする地震（確定報）」消防庁（平成21年6月12日）、福岡県資料）

第3節 災害の想定

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、福岡県の代表的活断層（小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層の4つの断層）が存在する地域でマグニチュード6.9～7.3クラスの地震を想定したケースと、市町村内での地震動等の分布状況を把握するために、マグニチュード6.9、深さ10kmの地震動を基盤一定に与えた被害想定が行われている。

これら代表的活断層のうち、本町に大きな影響を及ぼすのは、小倉東断層、西山断層及び基盤地震動一定における地震であり、次頁に示す建物被害や人的被害等の被害想定結果を比較すると、小倉東断層（北東下部）による地震被害が最も大きくなっている。

■想定地震の震源断層分布図



（資料：「福岡県地域防災計画 地震・津波対策編 P10」（令和6年3月））

■みやこ町の地震被害想定結果

区 分		小倉東断層北東部 (北東下部)	西山断層南東部 (北西下部)	基盤地震動一定
地震の規模 (マグニチュード)		6.9	7.3	6.9
震源の深さ		2～10.5km	2～17km	10km
最大震度		6弱	6弱	6弱
液状化危険度 (最大)		高い	高い	極めて高い
崩壊 斜面	危険度A斜面数	1	1	11
	被災棟数	0	0	1
地震 被害 火災	全出火件数	0	0	2
	炎上出火件数	0	0	1
	消火件数	0	0	1
	焼失棟数	0	0	0
建物 被害 棟数	全壊・木造棟数	63	8	372
	大破・非木造棟数	6	0	24
	全壊・大破 棟数計	69	8	396
	半壊・木造棟数	209	61	696
	中破・非木造棟数	23	5	53
	半壊・中破 棟数計	232	66	749
	全・半壊、大・中破 棟数計	301	74	1,145
被害 箇所 ライフ ライン	上水道管(箇所)	20	6	36
	下水道管(箇所)	0	0	1
	都市ガス管(箇所)	0	0	0
	電力(電柱)(本)	1	0	3
	電話(電話柱)(本)	1	0	2
人的 被害 人数	死者	4	0	23
	負傷者	254	70	724
	要救出現場数	28	3	158
	要救出者数	14	1	79
	要後方医療搬送者数	25	7	72
	避難者数	82	10	470
生活 支障	住居制約世帯数	2,010	599	3,690
	食料・飲料水制約世帯数	1,984	595	3,571
	電気制約世帯数	0	0	0
	情報通信制約回線数	0	0	0
	教育制約施設数	0	0	0
	エレベーター閉じ込め者数	6	6	11
	帰宅困難者数	2,922	2,922	2,922

(資料：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)福岡県)

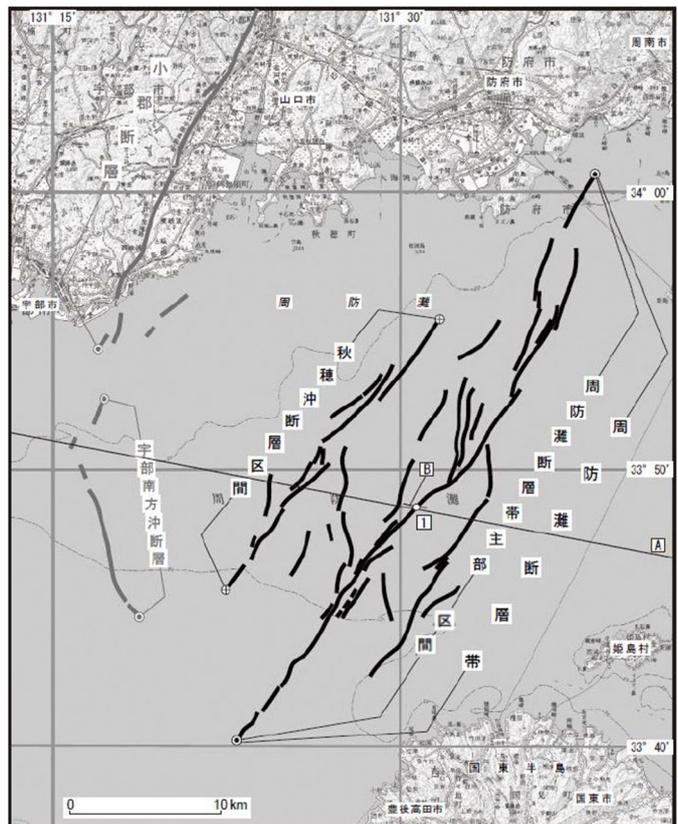
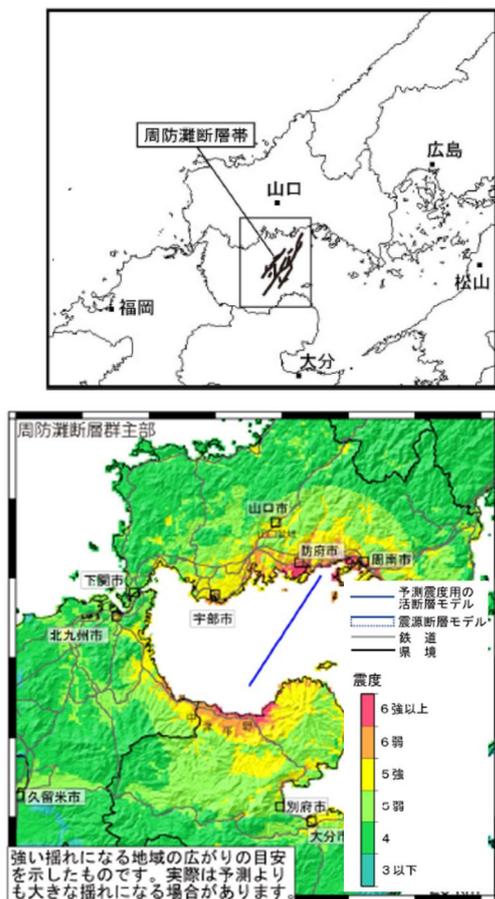
注) 福智山断層に関しては、被害想定が行われていない。

この他の本町に関係すると考えられる活断層として、平成20年11月17日に文部科学省地震調査研究推進本部から「周防灘断層群」の長期評価結果が公表されており、平成28年7月1日に改定された。この断層群は「周防灘断層群主部で今後30年間に地震が発生する確率は我が国では高い方に属する」という評価がなされている。本町への影響は、以下に示す周防灘断層群主部による予測震度分布より、震度4～5弱であり、小倉東断層の揺れによる最大震度6弱の方が大きくなっている。

■周防灘断層群の特性

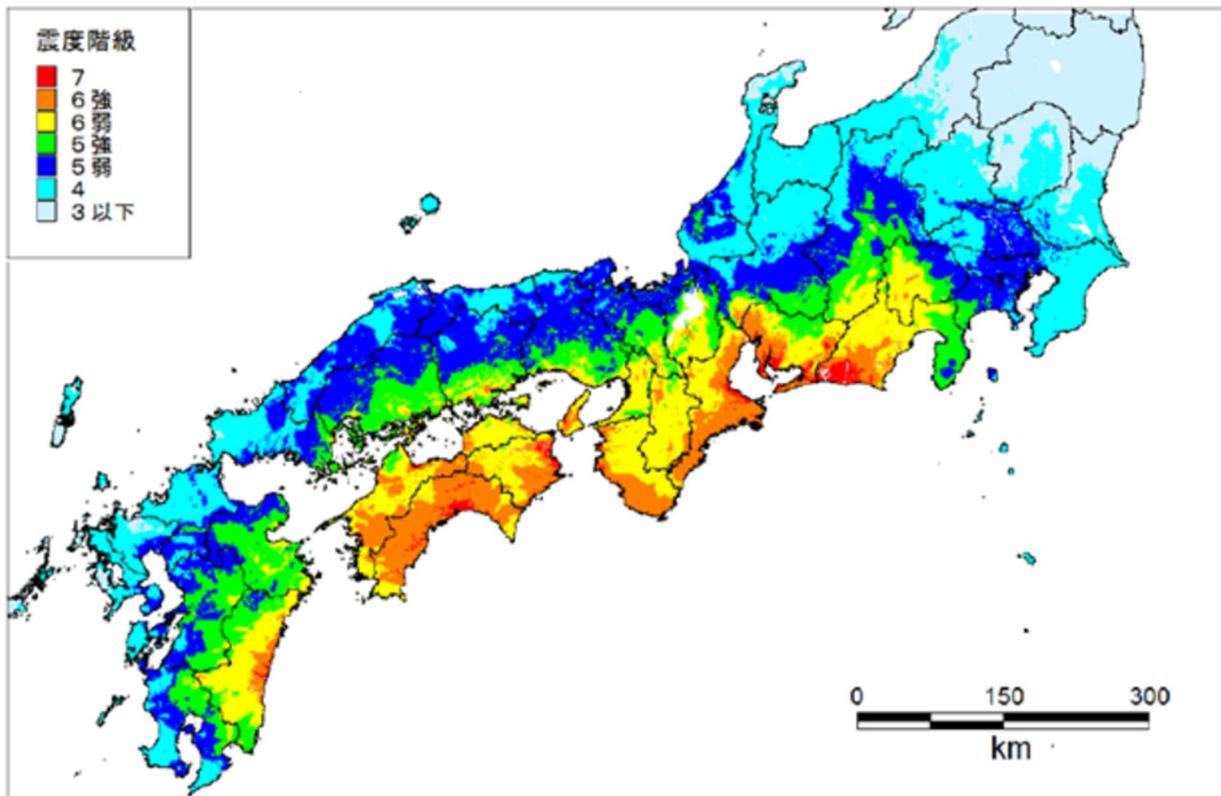
起震断層帯名		周防灘断層群主部		秋穂沖断層帯		宇部南方沖断層	
項目		特性	信頼度	特性	信頼度	特性	信頼度
長さ		約44km	○	約23km	○	約15km	○
地震の規模 (マグニチュード)		7.6程度	△	7.1程度	△	6.8程度	△
1回の ずれの量	上下成分	1-2m程度	△	不明		不明	
	横ずれ成分	4m程度	△	2m程度	△	2m程度	△
最新活動時期		約11000年前以後、 約10000年前以前	○	不明		不明	
平均活動間隔		おおむね5800-7500年	△	不明		不明	
地震発生確率(30年) (平成28年1月1日時点)		2-4%	b	不明		不明	
地震後経過率		1.3-1.9		不明		不明	

■周防灘断層帯の位置



(資料：「地震調査研究推進本部」文部科学省)

また、内閣府が公表している南海トラフの巨大地震による最大クラスの震度分布によれば、みやこ町の最大震度は5弱であり、小倉東断層による揺れによる震度6弱の方が大きくなっている。



(資料：「南海トラフの巨大地震による最大クラスの震度分布」内閣府)

第4節 重点的に取り組むべき対策

災害に強い町を目指し、第3節「災害の想定」で示したような人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

このようなハード対策に併せて、住民との迅速な防災情報の共有化や住民運動展開の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るとともに、とりわけ本町においては、本町の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安心で安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 地域の防災力を向上させるための住民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、町は、住民、地域コミュニティ及び企業に対する防災意識の高揚を図り、災害に対する「備え」を進める。

- 住民の防災意識の高揚・地震防災上の必要な教育及び広報の推進
- 地域・企業の防災力の向上

第2 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時は、災害時優先電話の途絶などが考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や、町による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないよう多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る。

また、災害に関する各種調査研究を実施している大学や学会などには、災害対策上の多くの知見の蓄積がある。これらの知見について、防災対策に有効活用されるよう大学や学会等の調査研究成果を収集整理する。

- 適切な医療供給体制の構築
- 地域の災害情報の把握・伝達体制の充実強化
- 大学・学会・防災研究機関等の調査研究成果の収集

第3 建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因の一つとして住宅の倒壊に伴うものがあり、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災し、災害対応に支障をきたすことがないように公共施設の耐震化に取り組む。

さらに、水道、電気、ガスなどのライフラインの被災により、住民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む。

- 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- ライフライン施設の耐震化の推進

第4 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの要配慮者が犠牲となるケースが多いため、要配慮者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導體制の強化など、防災体制を確立させる。

- 高齢者などの要配慮者対策の充実

第5 学校における防災教育推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感を持ち、自らの判断で行動できる児童生徒の育成に努める。

- 防災に関する知識の習得
- 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
- 防災管理・組織活動の充実・徹底

第5節 防災関係機関等の業務大綱

基本編・風水害対策編 第1章「第3節 防災関係機関等の業務大綱」（1-16ページ）に準ずる。

第6節 防災ビジョン

基本編・風水害対策編 第1章「第4節 防災ビジョン」（1-32ページ）に準ずる。

第7節 計画の運用等

第1 平常時の運用

1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

基本編・風水害対策編 第1章 第5節 第1「1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行」(1-40ページ)に準ずる。

2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル(活動要領)の整備

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことがないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

その他は、基本編・風水害対策編 第1章 第5節 第1「2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル(活動要領)の整備」(1-40ページ)に準ずる。

3 業務継続性の確保

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努める。

4 南海トラフ地震防災対策の推進支援

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域(平成26年3月31日内閣府告示第21号)は、北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町である。

本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に該当していないが、該当する隣接市町において策定された南海トラフ地震防災対策推進計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を支援する。

第2 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第3 計画の周知

この計画は、町職員に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底する。

第8節 災害に関する調査研究の推進

基本編・風水害対策編 第1章「第6節 災害に関する調査研究の推進」（1-4 1 ページ）に準ずる。

第2章 災害予防計画

- 第 1 節 基本方針
- 第 2 節 防災基盤の強化
- 第 3 節 住民等の防災力の向上
- 第 4 節 効果的な応急活動のための事前対策

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「防災基盤の強化」「住民等の防災力の向上」と「効果的な応急活動のための事前対策」のための施策を体系化し、本町に必要な災害予防計画を提示する。

第1節 基本方針

第1章「総則」第3節「災害の想定」や第4節「重点的に取り組むべき対策」を受け、災害予防計画においては以下を基本方針として推進する。

第1 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、第1編「総則」第3章「災害の想定」で示した種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び地震防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

第2 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

第3 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県や町が実施した防災アセスメント等の結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

- 1 県や町が実施した防災アセスメント等の結果及び活断層調査結果等を参考に、より精度の高い災害に関する情報の収集・整理に努め、住民や行政が利用できる災害危険情報を整備する。
- 2 災害に関する情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導するとともに、将来の都市計画等においても、地震に強い都市構造の形成に努める。

第4 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、自治体庁舎、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたしたことに配慮し、町内の防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、県の防災アセスメント結果等を参考に、町内の災害危険度や防災基幹施設の重要度等を考慮し、防災対策を推進する。

第5 防災力の向上

大規模災害時には町や防災関係機関だけでは対応できないことから、町や防災関係機関における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進する。

第6 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

第2節 防災基盤の強化

項目	担当
第1 都市構造の防災化	総務課、都市整備課、関係機関
第2 建築物等の安全化	総務課、建築課、京築広域圏消防本部、消防団
第3 土木防災施設・社会資本施設等の安全化	総務課、都市整備課、関係機関

第1 都市構造の防災化

町は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

1 方針

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、災害が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難所、福祉施設、病院等は災害リスクが少ない場所に建設するなど防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

2 建築物不燃化の推進

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第5「1 建築物不燃化の推進」(2-12ページ)に準ずる。

3 防災空間の確保、整備、拡大

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第5「2 防災空間の確保、整備、拡大」(2-13ページ)に準ずる。

4 安全な市街地の形成

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第5「3 安全な市街地の形成」(2-13ページ)に準ずる。

5 宅地開発の指導

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第5「4 宅地開発の指導」(2-13ページ)に準ずる。

6 造成地の災害予防対策

滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施する。

7 避難地等の整備

町は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を、以下の事項に留意して選定、整備し、住民に周知する。

(1) 広域避難地等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定する。

要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、以下のとおりとする。

ア 要避難地域

- ① 木造建物の建ぺい率がおおむね10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域。
- ② 浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域。

イ 非焼失地域

要避難地域以外の地域。

ウ 広域避難地

- ① 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。
特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね10ha以上であること。
ただし、10ha未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火炎に対し有効な遮蔽が出来る場合は選定することができる。
- ② 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- ③ 浸水等の危険のないこと。
- ④ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- ⑤ 一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できること。

エ 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

- ① 広域避難地等収容可能人口は、避難者一人当たりの必要面積をおおむね1m²以上として算定すること。
- ② 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
- ③ 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意し、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
- ④ 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせるものとする。

(2) 避難路の選定

広域避難地等へ避難するための避難路は、以下の基準により選定する。

- ア 沿道に耐火建築物が多いこと。
 - イ 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
 - ウ 広域避難地等の周辺では、出来るだけ進入避難路を多くとること。
 - エ 自動車の交通量が比較的少ないこと。
 - オ 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。
 - カ 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
 - キ 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
 - ク 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。
- (3) 広域避難地等の整備
- ア 避難地標識等
避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、市街地の状況に応じ必要な広域避難地についてランド・マークを設置する。
 - イ 給水施設
広域避難地における給水活動を円滑に行うため、以下の措置を講ずる。
 - ① 広域避難地内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。
 - ② 広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
 - ③ 必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。
 - ウ 応急救護所等
広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう、広域避難地内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。
 - エ 進入口
進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。
- (4) 避難路の安全確保
- 町は、次により広域避難地等への安全確保を図る。
- ア 火災に対する安全性の強化
 - ① 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
 - ② 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。
 - イ 主要道路における施設等の整備
主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要な施設等を整備する。
 - ウ 危険物施設等に係る防災措置
 - ① 危険物施設等
避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

② 上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

③ 電力施設

避難路の安全を確保するため以下の措置を講じる。

(ア) 設備強化

- a 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- b 電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。
- c 柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空気中開閉器を使用する。

(イ) 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

エ その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第2 建築物等の安全化

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

1 基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

- (1) 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動、及び直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とする。
- (2) この場合、諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- (3) さらに、諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また要配慮者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (4) また、耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

2 建築物等の耐震性の確保

(1) 公共建築物の耐震性の確保

ア 町有施設の耐震性確保に関する方針

① 新築建築物

新たに建設される町有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図る。

② 新耐震基準以前に建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進する。特に(ア)、(イ)及び(ウ)の施設については、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(ア) 災害応急対策活動に必要な施設

(イ) 指定避難所として位置づけられた施設

(ウ) 多数の住民が利用する施設

(エ) その他

③ 新耐震基準以降に建築された既存建築物

以下の施設について、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(ア) 災害応急対策活動に必要な施設

(イ) 指定避難所として位置づけられた施設

(ウ) 多数の県民が利用する施設

イ 既存町有施設等の耐震性確保に関する取組

① 町有施設

みやこ町耐震改修促進計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

② 教育施設等

(ア) 学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。

(イ) 既存の木造校舎については、順次耐震耐火構造による改築を図る。

(ウ) 老朽施設については、更新、補強を図る。

(エ) 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

③ 公営住宅

町営住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、公営住宅長寿命化計画等に基づき、適切な管理に努める。

④ 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

(2) 一般建築物の耐震性の確保

ア 方針

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行う。

なお、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置

の指導を行う。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

イ 新築建築物の耐震化対策

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図る。

ウ 既存建築物の耐震化対策

町は、県と協力しながら、民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備を図る。

- ① 建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。
- ② 耐震化の必要性、耐震工法や施行方法等の技術知識等について、パンフレット等の配布、セミナーの開催、住宅耐震診断アドバイザー派遣等により、広く住民に普及・啓発する。
- ③ 木造建て及び共同住宅の耐震化に対する支援の充実を図る。

(3) その他の安全対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第6 1 「(3) 建築物等のその他の安全対策」（2-14ページ）に準ずる。

3 文化財災害予防対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第6 「2 文化財災害予防対策」（2-15ページ）に準ずる。

第3 土木防災施設・社会資本施設等の安全化

土木防災施設・社会資本施設等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

1 土砂災害防止施設等の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 「第2 土砂災害の防止」（2-4ページ）に準ずる。

2 河川施設等の安全対策

地震の発生に際して河川施設の被害を想定し、耐震点検を行い、堤防、ダム、水門及び排水機場等の河川関連施設については、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を県等の関係機関に要請する。

3 交通施設の安全対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 「第10 交通施設の災害予防」（2-19ページ）に準ずる。

4 ライフライン施設の安全対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節「第8 電気施設、ガス施設の災害予防」(2-16ページ)、及び「第9 上水道、下水道施設の災害予防」(2-17ページ)に準ずる。

5 ため池施設の安全対策

基本編・風水害対策編 第2章 第1節 第1 1 「(2) ため池対策」(2-3ページ)に準ずる。

第3節 住民等の防災力の向上

項 目	担 当
第1 住民が行う防災対策	総務課、京築広域圏消防本部
第2 自主防災体制の整備	総務課、京築広域圏消防本部
第3 企業等防災対策の促進	総務課、京築広域圏消防本部
第4 防災知識の普及	総務課、学校教育課、子育て・健康支援課、京築広域圏消防本部
第5 防災訓練の充実	総務課、京築広域圏消防本部、消防団
第6 住民の心得	総務課、京築広域圏消防本部

第1 住民が行う防災対策

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

町は、住民に対する防災意識の高揚を図る。

1 住民が行う主な防災対策

(1) 防災に関する知識の修得

- ア 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震・津波情報の理解や震度、マグニチュード等の地震・津波に関する基礎知識
- イ 過去に発生した地震被害状況
- ウ 近隣の災害危険箇所の把握
- エ 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）
- オ 災害教訓の伝承

(2) 防災に関する家族会議の開催

- ア 指定緊急避難場所・経路の事前確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認・連絡方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- イ 3日分相当の食料、飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- ウ 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

(4) 住宅等の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、棚上の物の落下防止、ガラス飛散防止等）

(5) 応急手当方法の習得

- (6) 町、県又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- (7) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う地域の相互協力体制の構築への協力等
- (8) 愛護動物との同行避難や指定避難所等での飼養に対する準備

2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、町はその制度の普及促進に努める。

第2 自主防災体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第2節「第2 自主防災体制の整備」（2-23ページ）に準ずる。

第3 企業等防災対策の促進

企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

1 企業等の役割

基本編・風水害対策編 第2章 第2節 第3「1 企業等の役割」（2-27ページ）に準ずる。

2 企業等の防災組織

基本編・風水害対策編 第2章 第2節 第3「2 企業等の防災組織」（2-27ページ）に準ずる。

3 町の役割

基本編・風水害対策編 第2章 第2節 第3「3 町の役割」（2-28ページ）に準ずる。

第4 防災知識の普及

基本編・風水害対策編 第2章 第2節「第4 防災知識の普及」（2-29ページ）に準ずる。

第5 防災訓練の充実

基本編・風水害対策編 第2章 第2節「第5 防災訓練の充実」（2-34ページ）に準ずる。

第6 住民の心得

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

1 家庭における心得

(1) 平常時の心得

- ア 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、指定避難所・指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

(3) 地震発生時の外出時の心得

ア 住宅地

路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意する。

イ 繁華街

窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。

かばんなどで頭を保護して避難する。

ウ 山・丘陵地

落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。

エ 屋内

あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

2 職場における心得

(1) 平常時の心得

ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

イ 消防計画により避難訓練を実施すること。

ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。

オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

ア すばやく火の始末をすること。

イ 職場の消防計画に基づき行動すること。

ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。

エ 正確な情報を入手すること。

オ 近くの職場同士で協力し合うこと。

カ エレベーターの使用は避けること。

キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

ク 無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急自動車の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する者の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。

第4節 効果的な応急活動のための事前対策

項 目	担 当
第1 広域応援・受援体制の整備	総務課、京築広域圏消防本部、行橋警察署、自衛隊
第2 防災体制・施設・資機材等の整備	総務課、関係各課、京築広域圏消防本部
第3 災害救助法等の運用体制の整備	総務課、保険福祉課
第4 情報管理体制の整備	総務課、京築広域圏消防本部、消防団
第5 広報・広聴体制の整備	総務課、町長公室
第6 二次災害の防止体制の整備	総務課、建築課
第7 救出救助体制の整備	総務課、保険福祉課、地域包括支援センター、京築広域圏消防本部、消防団
第8 避難体制の整備	総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課、学校教育課
第9 交通・輸送体制の整備	総務課、財政課、都市整備課、行橋警察署
第10 医療救護体制の整備	総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課、京築広域圏消防本部
第11 要配慮者安全確保体制の整備	総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課、地域包括支援センター
第12 災害ボランティアの活動環境等の整備	総務課、保険福祉課、社会福祉協議会
第13 災害備蓄物資等整備・供給計画	総務課、関係各課
第14 住宅の確保体制の整備	建築課
第15 災害廃棄物処理体制の整備	住民課
第16 保健衛生・防疫体制の整備	住民課
第17 帰宅困難者支援体制の整備	総務課
第18 液状化災害予防計画	総務課、建築課、都市整備課
第19 防災関係機関における業務継続計画	総務課、関係各課
第20 南海トラフ地震臨時情報への対応	総務課

第1 広域応援・受援体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第1 広域応援・受援体制の整備」(2-40ページ)に準ずる。

第2 防災体制・施設・資機材等の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第2 防災体制・施設・資機材等の整備」(2-43ページ)に準ずる。

第3 災害救助法等の運用体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第3 災害救助法等の運用体制の整備」（2-49ページ）に準ずる。

第4 情報管理体制の整備

1 緊急地震速報等の受信伝達体制の整備

気象庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報等は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

(1) 受信伝達体制の整備

町は、県及び関係機関と連携し、研修、訓練等により、緊急地震速報等の迅速・的確な受信伝達方法に習熟しておく。

(2) 情報活用能力の向上

町は、気象官署や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研さんにより向上させる。

2 被害情報等の収集管理体制の整備

(1) 情報の収集連絡体制の整備

町は、地震による被害が中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

ア 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

- ① 要救出現場数
- ② 出火件数
- ③ 被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- ④ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

イ 町は、上記の情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備する。

- ① 職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備
- ② 参集職員からの被害情報の集約体制の整備
- ③ 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備
- ④ 関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

3 情報通信施設等の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第4 情報管理体制の整備」（2-50ページ）に準ずる。

第5 広報・広聴体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第5 広報・広聴体制の整備」（2-54ページ）に準ずる。

第6 二次災害の防止体制の整備

町は、地震や降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害警戒区域の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

1 震災消防体制の整備

町は、京築広域圏消防本部と連携し、二次災害を最小限に抑えるため、消防体制及び相互応援体制の強化を推進する。

(1) 消防施設等の耐震化

町及び京築広域圏消防本部は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

(2) 消防水利の強化

ア 町及び京築広域圏消防本部は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 町及び京築広域圏消防本部は、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

(3) 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 市町村相互の応援体制の強化

町及び京築広域圏消防本部は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき、相互に応援するように努める。

※ 資料編6-1 福岡県消防相互応援協定

(5) 火災予防査察の強化

町及び京築広域圏消防本部は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

(6) 住民に対する啓発

町及び京築広域圏消防本部は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、

震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器（住警器）についても設置・普及促進に努める。

2 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

(1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

町は、地震や降雨等を伴う二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・町職員OB等）の登録等を推進する。

また、町は、平常時より災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

(2) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、町職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録の促進及び、被災時の連絡体制の確保に努める。

また、被災建築物応急危険度判定士業務マニュアル等に基づき、大規模災害発生時における、被災建築物応急危険度判定士の受入態勢を整備する。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、地震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、町職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連絡体制の整備、技術力の向上対策に努める。

3 危険物施設等の予防対策

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第6「2 危険物施設等の予防対策」（2-5 6ページ）に準ずる。

第7 救出救助体制の整備

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、京築広域圏消防本部と連携し、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

1 救出救助体制の整備

(1) 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討する。

町は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(2) 町及び京築広域圏消防本部における救出救助体制の整備

町及び京築広域圏消防本部は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

2 救出用資機材の整備

町及び京築広域圏消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。

また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び京築広域圏消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

4 要配慮者に対する救出救護体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者や障がいのある者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

5 医療機関との連携体制の整備

町及び京築広域圏消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出・救助を行うため、連携体制の整備を図る。

第8 避難体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第7 避難体制の整備」(2-57ページ)に準ずる。

第9 交通・輸送体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第8 交通・輸送体制の整備」(2-67ページ)に準ずる。

第10 医療救護体制の整備

1 医療救護活動要領への習熟

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第11「1 医療救護活動要領への習熟」(2-73ページ)に準ずる。

2 医療救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。そのため、町は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、

研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

その他は、基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第11「2 医療救護体制の整備」（2-73ページ）に準ずる。

3 傷病者等搬送体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第11「3 傷病者等搬送体制の整備」（2-74ページ）に準ずる。

4 災害医療に関する研修・訓練

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第11「4 災害医療に関する研修・訓練」（2-75ページ）に準ずる。

第11 要配慮者安全確保体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第12 要配慮者安全確保体制の整備」（2-75ページ）に準ずる。

第12 災害ボランティアの活動環境等の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第13 災害ボランティアの活動環境等の整備」（2-82ページ）に準ずる。

第13 災害備蓄物資等整備・供給計画

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第14 災害備蓄物資等の整備・供給」（2-84ページ）に準ずる。

第14 住宅の確保体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第15 住宅の確保体制の整備」（2-89ページ）に準ずる。

第15 災害廃棄物処理体制の整備

1 ごみ処理体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「1 ごみ処理体制の整備」(2-90ページ)に準ずる。

2 し尿処理体制の整備

町は、し尿処理施設・下水道処理施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

なお、公益社団法人日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道台帳の整備、本格的な下水道施設の耐震診断を進める。

その他は、基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「2 し尿処理体制の整備」(2-90ページ)に準ずる。

3 災害廃棄物(がれき等)処理体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「3 災害廃棄物(がれき等)処理体制の整備」(2-90ページ)に準ずる。

4 災害廃棄物処理計画の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「4 災害廃棄物処理計画の整備」(2-91ページ)に準ずる。

5 広域的な処理体制・連携体制の確立

基本編・風水害対策編 第2章 第3節 第17「5 広域的な処理体制・連携体制の確立」(2-91ページ)に準ずる。

第16 保健衛生・防疫体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第16 保健衛生・防疫体制の整備」(2-89ページ)に準ずる。

第17 帰宅困難者支援体制の整備

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第9 帰宅困難者支援体制の整備」(2-69ページ)に準ずる。

第18 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、以下のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においても、しばしば認められてはいたが、昭和39年新潟地震を契機として、認識されたところである。平成7年兵庫県南部地震においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立てなどによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

県内においては、平成17年福岡県西方沖地震による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。近年、埋め立て造成された博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだ水がわき出る液状化現象が、道路やグラウンド、駐車場などで起こった。

過去の被害では、明治31年の糸島半島の地震の際に糸島半島の付け根の地域で、土地に生じた亀裂から水や砂、塩水が噴出したとされており、液状化が発生していたと考えられる。

2 液状化対策

(1) 総論

町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

(2) 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して以下のように考えられる。

ア 液状化発生の防止（地盤改良）

地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

イ 液状化による被害の防止（構造的対応）

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

ウ 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(3) 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第19 防災関係機関における業務継続計画

基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第20 防災関係機関における業務継続計画」（2-93ページ）に準ずる。

第20 南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表される。

町は、気象庁からの発表並びに国及び県の呼びかけに応じて情報収集に努める。

また、住民等に対し情報発信を行い、必要な対策及び準備を実施するように呼びかけるとともに、必要に応じて警戒体制を整え、情報共有を図る。

■ 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

■ 「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表する条件及び災害応急対策をとるべき期間

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策をとるべき期間等
地震発生等から5～30分程度	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>以下のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 	

発表時間	種類	発表する条件	災害応急対策をとるべき期間等
地震発生等から最短で2時間程度	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合	県及び関係市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（最大クラス（マグニチュード9クラス）の南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	県及び関係市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでマグニチュード6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3章 災害応急対策計画

- 第 1 節 活動体制の確立
- 第 2 節 災害応急対策活動

本章は、地震発生時に町及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順等の基本事項を定めたものである。

各対策項目は、被害の発生が予想される場合、及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害警戒又は発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

第1節 活動体制の確立

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字囲</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 職員の動員配備	●			<u>総括班</u> 、関係各班
第2 災害警戒本部の設置	●			<u>総括班</u> 、関係各班
第3 災害対策本部の設置	●			<u>総括班</u> 、関係各班
第4 災害対策本部の運営	●			<u>総括班</u> 、関係各班
第5 自衛隊の災害派遣要請	●			<u>総括班</u> 、 <u>文教班</u> 、関係各班
第6 応援要請	●			<u>総括班</u> 、 <u>京築広域圏消防本部</u>
第7 災害救助法の適用	●		●	<u>総括班</u> 、関係各班
第8 要員の確保	●			<u>総括班</u> 、 <u>調整班</u> 、 <u>災害救助班</u> 、 <u>社会福祉協議会</u> 、関係各班
第9 災害ボランティアの受入・支援		●		<u>災害救助班</u> 、 <u>社会福祉協議会</u>

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、以下の配備基準により行う。

■配備基準【地震災害】

体制区分	発令基準	活動内容	配備要員
災害警戒本部	第1 警戒体制 ○町内で震度4の地震が観測された場合 ○その他総務課長が必要と認めるとき	・地震情報等の収集、警戒 ・被害状況に関する情報収集 ・住民への地震情報等の伝達	総務課長 総務課長補佐 危機管理対策係
	第2 警戒体制 ○町内で震度5弱の地震が観測された場合 ○比較的軽微な規模の災害が発生した場合 ○その他総務課長が必要と認めるとき	・地震情報等の収集伝達、警戒 ・被害拡大防止に向けた情報収集、警戒巡視 ・県及び関係機関への被害状況等の伝達 ・住民への地震情報等の伝達 ・各公共施設の管理	各班長、各副班長 総務課職員 ※その他各班長が必要と認めるもの
災害対策本部	第1 配備 ○町内で震度5強の地震が観測された場合 ○局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合 ○その他本部長（町長）が必要と認めるとき	・高齢者等避難の発表 ・避難指示の発令 ・立退きの指示 ・警戒区域の設定 ・通行規制	本部会議全員 ^(注) 全職員 ※消防団
	第2 配備 ○町内で震度6弱以上の地震が観測された場合 ○災害救助法が適用される災	・応急対策活動	本部会議全員 全職員 ※消防団

体制区分	発令基準	活動内容	配備要員
	害、又はこれに準ずる災害が発生した場合 ○その他本部長（町長）が必要と認めるとき		

- 注) ・本部会議全員：本部長、副本部長及び本部員のことである。
 ・各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。
 ・町職員は、マスコミ報道、防災メール・まもるくん（福岡県）等から警報情報等を入手し、可能な限り自宅待機する。
 ・出動予定者は、各班等であらかじめ決めておく。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、以下の系統により行う。

(1) 平常執務時

ア 総務課長は、災害警戒本部が設置された場合、各班長に対し庁内放送又は電話等により配備体制を指令する。

各班長は、指示された配備の規模の範囲内において、直ちに課を通じて職員の配備を行う。

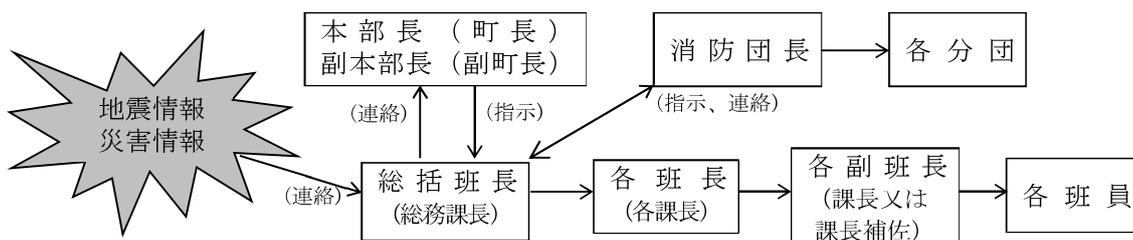
イ 総括班長は、町災対本部が設置された場合、本部長（町長）の指示により、各班長に対し庁内放送又は電話等により配備体制を指令する。

各班長は、指示された配備の規模の範囲内において、直ちに各副班長を通じて職員の配備を行う。

ウ 配備職員は常に所在を明らかにし、災害の発生が予想される事態又は災害の発生を知った時は直ちに登庁するか、副班長に連絡してその指示を受けなければならない。

エ 町災対本部各班長（災害警戒本部各班長）は、職員の配備を完了したときは、速やかに直接又は電話により総括班長に報告する。

■動員指令の系統【平常勤務時】



(2) 勤務時間外

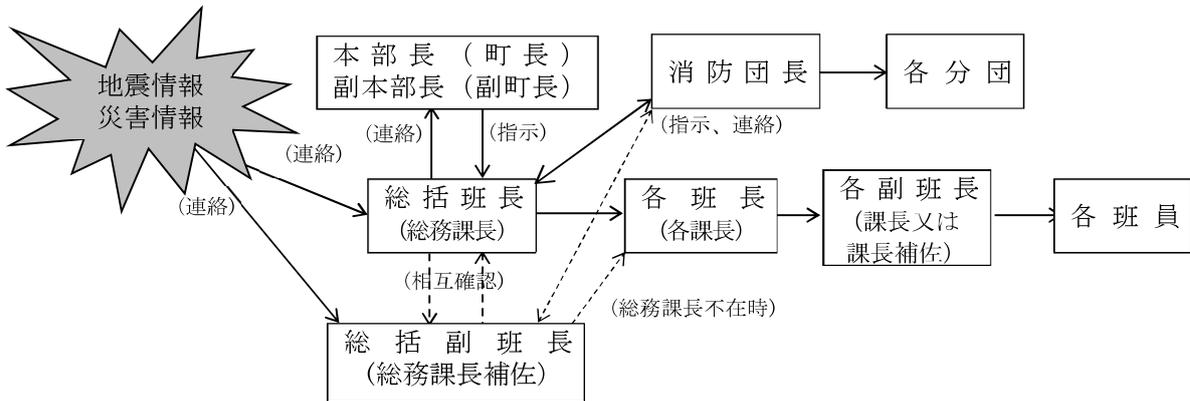
総括班長又は総括副班長は、本部長（町長）及び副本部長（副町長）に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各班長に連絡する。

危機管理対策係は、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合は、防災メール・まもるくん等の連絡により、必要に応じ参集する。前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令に関する情報

- 地震災害発生のおそれのある地震情報が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められる場合
- 地震災害が発生し、緊急に必要な措置を実施する必要がある場合
- 地震災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合

■動員指令の系統【勤務時間外】



3 参集場所

各職員は、勤務時間内・勤務時間外を問わず、各自の所属先に参集する。ただし、交通断絶等で指定の参集場所に参集が困難なときは、最寄りの町施設又は指定緊急避難場所・指定避難所へ参集する。

なお、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生したとき、職員は参集途上に地区内の被害状況を把握し、報告する。

4 参集の報告

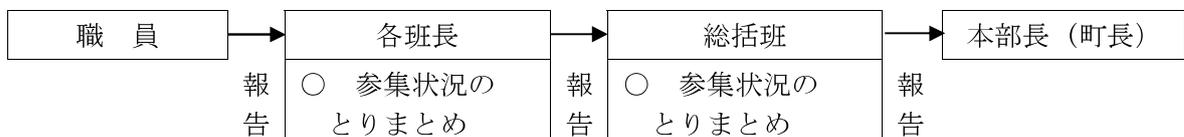
参集の報告は、以下の手順で実施する。

■参集報告

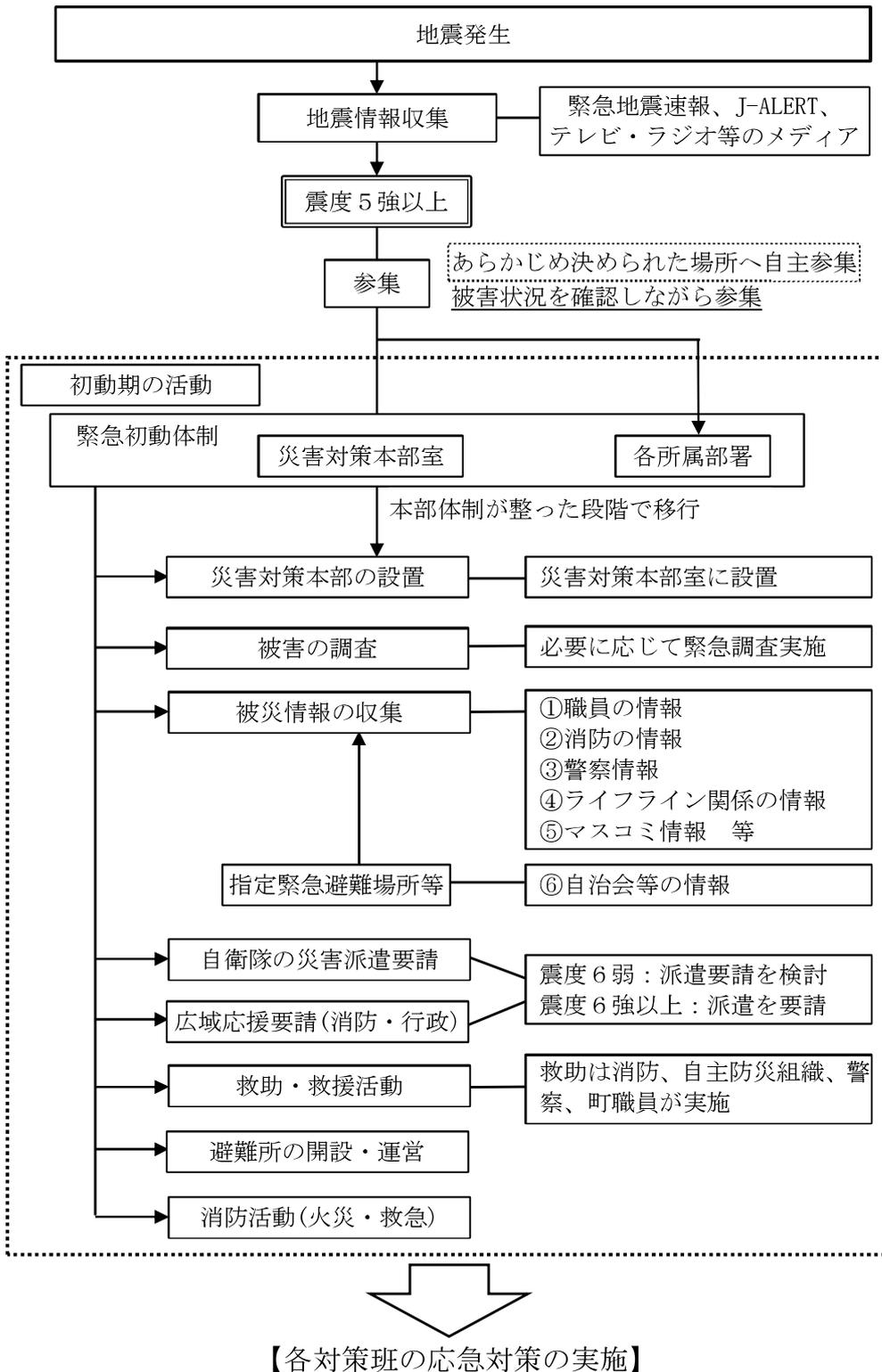
- 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、班毎にとりまとめて総括班に報告する。
- 各班を統括する者は、職員の登庁状況について総括班に定期的に報告する。
- 総括班は、町災对本部員の登庁状況を把握・記録し、本部長（町長）へ連絡するとともに、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- 総括班は、各班の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する

※ 資料編 7-1 職員参集者受付簿

■参集報告の系統



■地震発生時の初動体制における活動内容



5 配備職員

各配備体制における配備職員は、以下のとおりとする。

■配備体制【地震災害】

対策班	担当課等	災害警戒本部		災害対策本部	
		第1 警戒体制	第2 警戒体制	第1 配備	第2 配備
総括班 班 長：総務課長 副班長：総務課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・財政課 ・税務課 	総務課長 + 総務課長 補佐 + 危機管理 対策係	各班長 + 各副班長 + 総務課 職員 + その他各班 長が必要と 認めるもの	全員	全員
調整班 班 長：町長公室長 副班長：産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・町長公室 ・産業振興課 ・行政経営課 ・農業委員会事務局 				
災害救助班 班 長：保険福祉課長 副班長：子育て・健康支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・保険福祉課 ・子育て・健康支援課 				
環境班 班 長：住民課長 副班長：建築課長	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課 ・建築課 				
建設班 班 長：都市整備課長 副班長：都市整備課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備課 				
上下水道班 班 長：上下水道課長 副班長：上下水道課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道課 				
文教班 班 長：学校教育課長 副班長：生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課 ・生涯学習課 				
協力班 班 長：会計課長 副班長：議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・会計課 ・議会事務局 ・総合行政委員会事務局 				

6 職員の動員要請

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策班の応援を必要とするときは、総括班に職員の動員を要請する。

総括班は、各班長から職員動員の要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が確保できるよう調整する。

第2 災害警戒本部の設置

1 第1警戒体制

(1) 第1警戒体制の設置

総務課長は、災害警戒本部（第1警戒体制）として、以下の基準に基づき必要があると認めるときは、総務課等の防災担当主要職員を配備する。

■設置基準

- 町内で震度4の地震が観測された場合
- その他総務課長が必要と認めるとき

(2) 設置、指揮の権限

総務課長は、第1警戒体制の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位 総務課長補佐	第2順位 総務課危機管理対策係長
-------------	------------------

(3) 活動内容

第1警戒体制時において、防災担当職員は、以下の警戒活動を行う。

■活動内容

- 地震情報等の収集、警戒
- 被害状況に関する情報収集
- 住民への地震情報等の伝達

2 第2警戒体制

(1) 第2警戒体制の設置

総務課長は、以下の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部（第2警戒体制）を設置し、地震警戒配備体制として担当職員を配備する。

■設置基準

- 町内で震度5弱の地震が観測された場合
- 比較的軽微な規模の災害が発生した場合
- その他総務課長が必要と認めるとき

(2) 設置、指揮の権限

総務課長は、第2警戒体制の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位 行政経営課長	第2順位 財政課長
-------------	-----------

(3) 活動内容

第2警戒体制の主な活動内容は、以下のとおりとする。

■活動内容

- 地震情報等の収集伝達、警戒
- 被害拡大防止に向けた情報収集、警戒巡視
- 県及び関係機関への被害状況等の伝達
- 住民への地震情報等の伝達
- 各公共施設の管理

3 災害警戒本部の廃止等

総務課長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止することができる。

また、災害応急対策に備えるため、又は災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、町長の判断により災害対策本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、本部長（町長）は、町災対本部を設置し、配備基準に応じて以下のとおり担当職員を配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立する。

また、総括班と災害救助班との連携の下、高齢者、障がいのある者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努める。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

※ 資料編4-2 みやこ町災害対策本部条例

■災害対策本部の設置基準

- 町内で震度5強の地震が観測された場合
- 局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合
- その他本部長（町長）が必要と認めるとき

■災害対策本部の設置場所

- 町災対本部はみやこ町役場本庁舎に置く。
- 本庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（町長）の判断により、状況に応じ、以下の施設に本部を移設する。なお、すべての施設が使用不能と判断される場合は、本庁舎敷地内の屋外に設置する。

本庁舎別館

2 現地災害対策本部

本部長（町長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（町長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（町長）に通知する。

■代行順位

第1順位	副町長	第2順位	総務課長	第3順位	町長公室長
------	-----	------	------	------	-------

また、本部長（町長）は、現地の災害応急対策がおおむね終了したとき、あるいは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（町長）が副本部長（副町長）、本部員、その他の職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者は、副本部長（副町長）又は災害対策本部員とする。

(2) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要するときは、本部長（町長）に代わって以下の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（町長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難の発表 ○ 避難指示、緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限） ○ 立退きの指示（水防法第29条、水防管理者の権限） ○ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限） ○ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限） |
|--|

3 災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総括班は、町災対本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、以下のとおり通知・公表を行う。

■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
関係機関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
住 民 等	○ 防災行政無線、広報車、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
報道機関	○ 一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等

第4 災害対策本部の運営

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第4 災害対策本部の運営」(3-7ページ)に準ずる。
地震時の災害対策本部の分掌事務は、「■みやこ町災害対策本部の事務分掌」のとおりである。
ただし、被害状況に応じて柔軟な対応をとる必要がある場合は、本部長(町長)の命によりこれを変更することがある。

■みやこ町災害対策本部の事務分掌(班別)

注1) 時期区分で、初動は災害警戒又は発生～2日目まで、応急は3日目～7日目まで、復旧は8日目以降に、主に対応する事務である。

注2) ●は主担当、○は副担当を示す。

注3) 初動対応については、別紙タイムスケジュールを基本とし対応するものとする。

注4) 協力班については、他班の活動において人員不足等が生じた場合等のために応援体制を確保するものとする。

班名	時期区分			事務分掌
	初動	応急	復旧	
総括班	●			職員の動員配備に関すること
	●			災害警戒本部の設置に関すること
	●			災害対策本部の設置・運営に関すること
	●			通信体制の確保に関すること
	●			地震情報の収集伝達に関すること
	●			異常現象発見時における措置に関すること
	●			地震災害の警戒・巡視活動に関すること
	●			初期情報の収集に関すること
	●			被害調査に関すること
	●			災害情報のとりまとめに関すること
	●			安否情報の収集・提供に関すること
	●			県、関係機関への被害報告、通知に関すること
	●			国への被害報告に関すること
	●	○	○	災害広報に関すること
	●			報道機関への協力要請及び報道対応に関すること
	●	○	○	広聴活動に関すること
	●			自衛隊派遣要請、受入れ等に関すること
	●			県、他市町村等への応援要請に関すること
	●			要員の確保に関すること
	●			災害救助法の適用申請に関すること
	●			行方不明者名簿の作成及び捜索に関すること
	●			救助活動の実施に関すること
	●			救急活動の実施に関すること
●			消防活動の実施に関すること	
●			車両等、燃料の確保、配車に関すること	
●			緊急通行車両の確認申請に関すること	

班名	時期区分			事務分掌
	初動	応急	復旧	
	●			緊急輸送に関すること
	●			臨時ヘリポートの設置に関すること
	●			避難の指示等に関すること
	●			警戒区域の設定に関すること
	●			指定避難所の開設に関すること
	●	○		指定避難所の運営に関すること
	○			要配慮者の安全確保、安否確認に関すること
	○			避難行動要支援者の避難支援に関すること
総括班	○			飲料水の確保、供給に関すること
	●			食料の確保、供給に関すること
	●			生活物資の確保、供給に関すること
	○			納棺用品等の確保と遺体の収容、安置に関すること
	●			広報及び避難対策に関すること
		●		海外からの支援の受入れに関すること
		●		物資集配拠点の設置に関すること
		●		広域的避難者の受入れに関すること
		○		福祉避難所等の確保、要配慮者の移送に関すること
		●		被災者相談に関すること
		●		被災建築物の応急危険度判定に関すること
		●		被災宅地の危険度判定に関すること
		○		指定避難所等の保健衛生に関すること
			●	災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること
			○	応急仮設住宅の建設等に関すること
			○	応急仮設住宅の入居者選定に関すること
			●	防犯活動への協力に関すること
			○	生活相談に関すること
			●	り災証明の発行に関すること
			●	義援金品の受入れ及び配分に関すること
		●	租税の減免等に関すること	
調整班	○	●	●	災害広報に関すること
	○	●	●	広聴活動に関すること
	●			要員の確保に関すること
		●		災害対応に携わる者への支援に関すること
		●		炊き出しの実施、支援に関すること
		●		救援物資等の受入れ、仕分け等に関すること
			●	外国人、旅行者、帰宅困難者への支援に関すること
			●	雇用機会の確保に関すること
			●	住宅復興資金の融資に関すること
			●	中小企業者への支援に関すること
			●	風評被害等への対応に関すること
災害救助班	●			災害情報のとりまとめに関すること
	●			要員の確保に関すること
	●			医療救護チームの編成に関すること

班名	時期区分			事務分掌
	初動	応急	復旧	
	●			医療救護所の設置に関すること
	●			医療救護活動に関すること
	●			後方医療機関の確保と搬送に関すること
	●			医薬品、医療資機材等の確保に関すること
	●			避難誘導に関すること
	●			指定避難所の開設に関すること
	●	●		指定避難所の運営に関すること
	●			要配慮者の安全確保、安否確認に関すること
災害救助班	●			避難行動要支援者の避難支援に関すること
	●			保育所・認定こども園等の園児の安全確保、安否確認に関すること
		●		災害ボランティアの受入れ・支援に関すること
		●		被災者の健康と衛生状態の管理に関すること
		●		指定避難所の要配慮者に対する応急支援に関すること
		●		福祉避難所等の確保、要配慮者の移送に関すること
		●		食品の衛生対策に関すること
		●		防疫活動に関すること
		●		指定避難所等の保健衛生に関すること
			●	心のケア対策に関すること
			●	要配慮者への各種支援に関すること
			○	福祉仮設住宅の供給に関すること
			●	福祉仮設住宅での支援に関すること
			○	応急教育に関すること
			●	応急保育に関すること
			●	生活相談に関すること
			●	災害弔慰金等の支給に関すること
			●	生活資金の貸与に関すること
環境班	●			有害物質の漏洩等防止に関すること
	●			し尿の処理に関すること
	●			遺体の捜索に関すること
	●			遺体の処理、検案に関すること
	●			納棺用品等の確保と遺体の収容、安置に関すること
		●		清掃に関すること
		●		動物の保護、収容に関すること
		●		遺体の埋葬に関すること
			●	応急仮設住宅の建設等に関すること
			●	応急仮設住宅の入居者選定に関すること
			●	空き家住宅への対応に関すること
			●	被災住宅の応急修理に関すること
			●	福祉仮設住宅の供給に関すること
		●	災害公営住宅の建設等に関すること	
建設班	●			地震災害の警戒・巡視活動に関すること
	●			交通情報の収集、道路規制に関すること

班名	時期区分			事務分掌
	初動	応急	復旧	
	●			道路交通の確保に関すること
	●			障害物の除去に関すること
	●			道路・橋梁施設に関すること
	●			河川、水路、ため池に関すること
	●			危険箇所の安全対策に関すること
		○		清掃に関すること
			●	農林業者への支援に関すること
上下水道班	●			飲料水の確保、供給に関すること
	●			上下水道施設に関すること
文教班	●			臨時ヘリポートの設置に関すること
	●			園児、児童、生徒の安全確保、安否確認に関すること
		●		文化財対策に関すること
			●	応急教育に関すること
各班共通	○			職員の動員配備に関すること
	○			災害警戒本部の設置に関すること
	○			災害対策本部の設置・運営に関すること
	○			通信体制の確保に関すること
	●			地震災害の警戒・巡視活動に関すること
	○			初期情報の収集に関すること
	●			被害調査に関すること
	○	○	○	災害広報に関すること
	○	○	○	広聴活動に関すること
	○			自衛隊派遣要請、受入れ等に関すること
	○			要員の確保に関すること
	○			避難の指示等に関すること
	○			警戒区域の設定に関すること
	○			広域的避難者の受入れに関すること
		○		災害ボランティアの受入れ・支援に関すること
		●	●	指定避難所の運営に関すること
			○	災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること
			○	防犯活動への協力に関すること
		●	租税の減免等に関すること	

第5 自衛隊の災害派遣要請

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第5 自衛隊の災害派遣要請」（3-15ページ）に準ずる。

第6 応援要請

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第6 応援要請」（3-19ページ）に準ずる。

第7 災害救助法の適用

救助法は、災害に際して、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

そのため、救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより可能な限り速やかに所定の手続を行う必要がある。

なお、本部長（町長）は、町内における救助法の適用及び救助の実施を行う。

1 災害救助法の適用基準

基本編・風水害対策編 第3章 第1節 第7「1 災害救助法の適用基準」（3-24ページ）に準ずる。

2 災害救助法の適用手続

基本編・風水害対策編 第3章 第1節 第7「2 災害救助法の適用手続」（3-25ページ）に準ずる。

3 救助の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第1節 第7「3 救助の実施」（3-25ページ）に準ずる。

4 災害救助費関係資料の作成及び報告

基本編・風水害対策編 第3章 第1節 第7「4 災害救助費関係資料の作成及び報告」（3-26ページ）に準ずる。

第8 要員の確保

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第8 要員の確保」（3-26ページ）に準ずる。

第9 災害ボランティアの受入・支援

基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第9 災害ボランティアの受入・支援」（3-29ページ）に準ずる。

第2節 災害応急対策活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 地震情報伝達対策 (緊急地震速報等の伝達)	●			<u>総括班</u> 、 <u>京築広域圏消防本部</u> 、 <u>関係各班</u>
第2 被害情報等の収集伝達	●			<u>総括班</u> 、 <u>災害救助班</u> 、 <u>建設班</u> 、 <u>関係各班</u> 、 <u>京築広域圏消防本部</u> 、 <u>消防団</u>
第3 広報・広聴	●	●	●	<u>総括班</u> 、 <u>調整班</u> 、 <u>京築広域圏消防本部</u> 、 <u>関係機関</u> 、 <u>関係各班</u>
第4 地震水防対策の実施	●			<u>総括班</u> 、 <u>建設班</u> 、 <u>関係各班</u> 、 <u>京築広域圏消防本部</u> 、 <u>消防団</u>
第5 二次災害の防止	●			<u>総括班</u> 、 <u>関係各班</u>
第6 救出活動	●			<u>総括班</u> 、 <u>京築広域圏消防本部</u>
第7 避難対策の実施	●	●		<u>総括班</u> 、 <u>災害救助班</u> 、 <u>関係各班</u> 、 <u>関係機関</u>
第8 交通・輸送対策の実施	●			<u>建設班</u> 、 <u>総括班</u> 、 <u>関係機関</u>
第9 医療救護	●	●	●	<u>災害救助班</u> 、 <u>関係機関</u>
第10 要配慮者の支援	●	●	●	<u>災害救助班</u> 、 <u>調整班</u> 、 <u>総括班</u> 、 <u>関係機関</u>
第11 保健衛生、防疫、環境対策	●	●		<u>災害救助班</u> 、 <u>環境班</u> 、 <u>総括班</u> 、 <u>建設班</u> 、 <u>関係機関</u>
第12 遺体捜索、収容及び火葬	●			<u>環境班</u> 、 <u>総括班</u> 、 <u>関係機関</u>
第13 飲料水の供給	●			<u>上下水道班</u> 、 <u>総括班</u>
第14 食料の供給	●	●		<u>総括班</u>
第15 生活必需品等の供給	●			<u>総括班</u>
第16 救援物資等の受入れ、仕分け等		●		<u>調整班</u>
第17 住宅の確保		●	●	<u>環境班</u> 、 <u>総括班</u>
第18 災害廃棄物等の処理		●		<u>環境班</u> 、 <u>建設班</u>
第19 文教対策の実施	●	●	●	<u>文教班</u> 、 <u>災害救助班</u> 、 <u>施設管理者</u>
第20 警備対策の実施			●	<u>総括班</u> 、 <u>関係機関</u> 、 <u>関係各班</u>
第21 ライフライン施設の応急対策	●			<u>通信事業者</u> 、 <u>電気事業者</u> 、 <u>ガス事業者</u> 、 <u>上下水道班</u>

第1 地震情報伝達対策（緊急地震速報等の伝達）

地震が発生した場合、緊急地震速報や地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、緊急地震速報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

1 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による町防災行政無線等を通して住民に伝達される。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。総括班は、地震を覚知した場合、速やかに福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

2 地震に関する情報の種類、発表及び伝達

(1) 地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法

地震及び津波に関する情報とは、全国で震度1以上を観測した地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は以下のとおりである。

■地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

注) 本町は震度発表地域区分「福岡県北九州」の地域に属する。なお、震度速報は、地震発生の第一報であり、各県をいくつか分割した地域ごとの震度をまず発表する。市町村ごとの詳細な震度は、その後の震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報で知らせる。

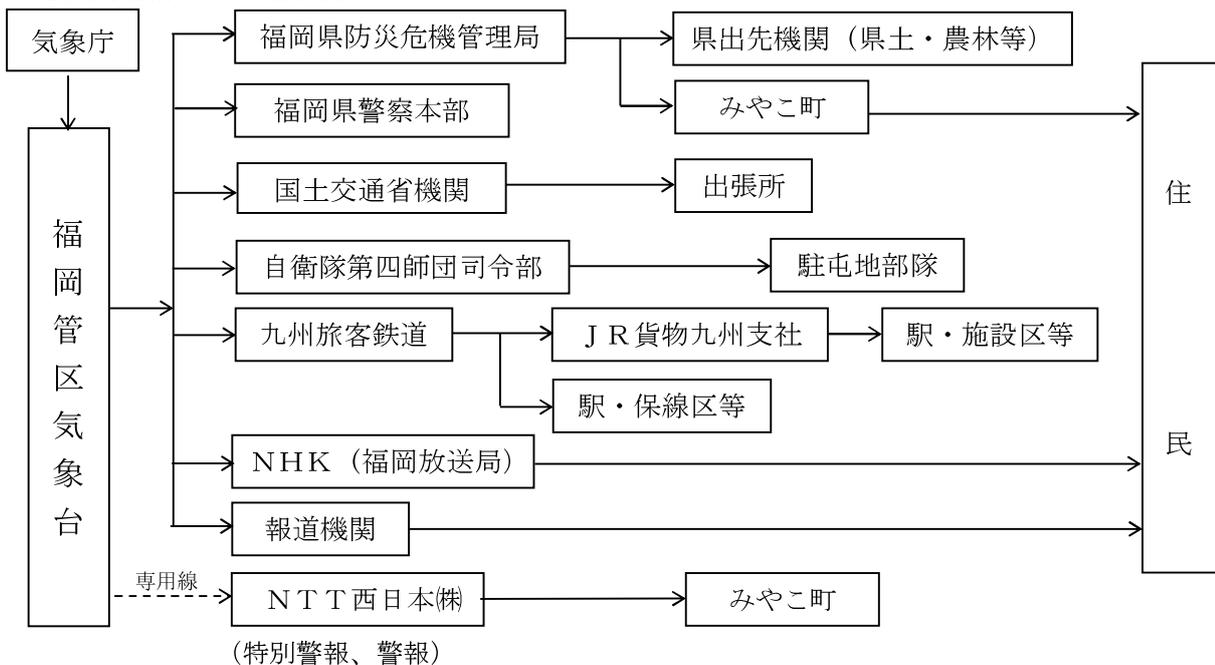
※ 資料編5-2 気象庁震度階級解説関連表

(2) 情報の伝達系統

総括班は、地震の関連情報の収集、伝達を行い、速やかに住民及び関係機関へ伝達する。

住民への周知は、以下の他に町ホームページ、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報伝達システム、福岡県震度情報ネットワークシステム、防災情報等メール配信システム等のさまざまなツールを活用し、適宜行う。

■地震関連情報の伝達系統



(3) 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定等、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。

3 異常現象発見時の通報

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第1 2 「(3) 異常現象発見時の通報」(3-35ページ)に準ずる。

第2 被害情報等の収集伝達

地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、町は被害情報等の収集・連絡を迅速に行う。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行う。

1 被害情報の収集と被害規模の早期把握 ※「安否情報の提供」を含む

大規模地震が発生した場合、町の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるが、そのためには、早い段階で被害規模を把握することが重要である。

(1) 被害中心地及び被害規模の推定

町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ搬送又は来院している負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

また、自衛隊(震度5弱以上の場合)、警察、消防等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 地震発生直後の被害情報の把握

総括班、建設班、京築広域圏消防本部及び消防団は、各々の機関と連携し、次頁の被害情報等の収集を行う。危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

町は、国、県及び指定公共機関と連携し、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、国及び県に連絡

する。また、町は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 人的被害（行方不明者の数を含む。）の把握
 ※行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等の関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。
- 建物被害の把握
- 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況の把握
- 避難状況の把握
- 防災関係機関の防災体制（配備体制等）の把握
- 防災関係機関の対策実施状況の把握
- 交通機関の運行・道路状況の把握
- ガス・電気・水道・通信サービス等生活関連施設の運営状況の把握
- 防災関係機関への要請

(3) 応急対策活動情報の連絡

総括班は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(4) 国への報告等

総括班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当するとき、一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内に、可能な限り速やかに、かつ分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告し、その後速やかに被害状況を報告する。また、必要に応じて、防災関係機関に対し災害状況を連絡し、必要な応援等を要請する。

県に被害状況等が報告できない場合、直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

※ 資料編5-3 火災・災害等即報要領

※ 資料編7-6 火災・災害等即報要領(様式)

■直接即報基準

- 地震が発生し、町内で震度5強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）

(5) 情報の収集・伝達の要領

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2 1 「(4) 情報の収集・伝達の要領」(3-4 1 ページ) に準ずる。

(6) 被害情報等の共有

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2 1 「(8) 被害情報等の共有」(3-4 3 ページ)に準ずる。

2 町災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2 「2 町災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路」(3-4 3 ページ)に準ずる。

3 被害状況の報告基準、方法等

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2 「3 被害状況の報告基準、方法等」(3-4 4 ページ)に準ずる。

4 通信計画

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第2 「4 通信計画」(3-4 6 ページ)に準ずる。

第3 広報・広聴

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 「第3 広報・広聴」(3-4 9 ページ)に準ずる。

第4 地震水防対策の実施

地震による河川堤防等の被害、高潮や河川増水に伴う氾濫等の水害危険が予想される。これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。その内容は、基本編・風水害対策編 第3章 第2節 「第5 水防対策の実施」(3-7 1 ページ)に準ずる。

第5 二次災害の防止

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び地震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

1 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、町、京築広域圏消防本部等は、以下により出火防止措置及び消防活動を実施する。

(1) 出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、町及び京築広域圏消防本部は、地震発生直後、住民等に

出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(2) 消防活動

ア 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生するケースが多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動については、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

イ 危険物火災等に対する消防活動

① 危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

② 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講じる。

ウ 危険地域の消防活動

木造建設物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機せしめて、風位の変化等による不測の事態に備える。

(3) 救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、京築広域圏消防本部は、医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

(4) 被災地域以外の市町村等による応援

町は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、京築広域圏消防本部等による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な地震により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、「町地域防災計画 事故対策編 第3章 危険物等災害対策」の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講じる。

3 地震、降雨等に伴う二次災害の防止

町及び関係機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止する。

(1) 水害・土砂災害・宅地災害対策

建設班及び関係機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所について、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力を要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

環境班は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

*アドバイザー制度…（公社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

■危険箇所の安全対策

区分	対象地域・箇所	措置
危険斜面	○急傾斜地崩壊危険箇所 ○土石流発生危険区域	○立入禁止の措置 ○落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	○幹線道路沿道の建物 ○小中学校通学路沿道の建物	○立入禁止の措置 （建物の高さの1/2の範囲内を目安に） ○沿道通行禁止措置の実施 ○幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し （所有者の同意を得て、町が行う）
ブロック塀等		○倒壊、落下危険の標識設置 ○通学路沿道のブロック塀等の取り壊し （所有者の同意を得て、町が行う）

(2) 建築物災害対策－被災建築物応急危険度判定

総括班は、被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

(3) 宅地災害対策－被災宅地危険度判定

総括班は、被災した宅地の地震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

4 ため池施設災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節 第32「1 農業用施設及び農地の応急対策（3）」（3-132ページ）に準ずる。

第6 救出活動

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第8 救出活動」（3-79ページ）に準ずる。

第7 避難対策の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第4 避難対策の実施」（3-53ページ）に準ずる。

第8 交通・輸送対策の実施

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

1 交通対策の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第14 交通対策の実施」（3-90ページ）に準ずる。

2 緊急輸送の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第15 緊急輸送の実施」（3-93ページ）に準ずる。

3 交通施設の災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第27 交通施設の災害応急対策」（3-126ページ）に準ずる。

第9 医療救護

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第9 医療救護」（3-80ページ）に準ずる。

第10 要配慮者の支援

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第17 要配慮者の支援」（3-98ページ）に準ずる。

第11 保健衛生、防疫、環境対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第16 保健衛生、防疫、環境対策」（3-95ページ）に準ずる。

第12 遺体搜索、収容及び火葬

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第19 遺体搜索、収容及び火葬」（3-104ページ）に準ずる。

第13 飲料水の供給

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第10 飲料水の供給」（3-84ページ）に準ずる。

第14 食料の供給

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第11 食料の供給」（3-86ページ）に準ずる。

第15 生活必需品等の供給

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第12 生活必需品等の供給」（3-88ページ）に準ずる。

第16 救援物資等の受入れ、仕分け等

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第13 救援物資等の受入れ、仕分け等」（3-90ページ）に準ずる。

第17 住宅の確保

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第22 住宅の確保」（3-112ページ）に準ずる。

第18 災害廃棄物等の処理

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第23 災害廃棄物等の処理」(3-119ページ)に準ずる。

第19 文教対策の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第21 文教対策の実施」(3-108ページ)に準ずる。

第20 警備対策の実施

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第7 警備体制の実施」(3-79ページ)に準ずる。

第21 ライフライン施設の応急対策

1 一般通信施設の災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第24 一般通信施設の災害応急対策」(3-123ページ)に準ずる。

2 電気施設、ガス施設の災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第25 電気施設、ガス施設の災害応急対策」(3-124ページ)に準ずる。

3 上水道、下水道施設の災害応急対策

基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第26 上水道、下水道施設の災害応急対策」(3-125ページ)に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

- 第 1 節 災害復旧・災害復興の基本方針
- 第 2 節 災害復旧事業の推進
- 第 3 節 被災者等の生活再建等の支援
- 第 4 節 経済復興の支援
- 第 5 節 復興計画

本章は、被災した住民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

第1節 災害復旧・災害復興の基本方針

項目	担当
第1 基本方針	全班
第2 災害復旧・復興計画の構成	全班
第3 災害復旧・復興本部の設置	全班

第1 基本方針

現在の科学技術では、災害が発生する前にその規模や発生時期及び場所を予測したり、災害を防止することは困難である。したがって、大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像される。

こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、以下に掲げる事項に留意しながら、関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- 被災者が安心して日常生活を送れるよう生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を策定する。
- 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、町及び県が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がいのある者等の要配慮者の参画を促進する。
- 災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2 災害復旧・復興計画の構成

基本編・風水害対策編 第4章 第1節「第2 災害復旧・復興計画の構成」(4-2ページ)に準ずる。

第3 災害復旧・復興推進本部の設置

基本編・風水害対策編 第4章 第1節「第3 災害復旧・復興推進本部の設置」(4-2ページ)に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

項 目	担 当
第1 復旧事業計画	関係各班
第2 激甚災害の指定	関係各班

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い又は支援する。

町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等に指定され、その災害復旧工事等の実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合、その事務の遂行に支障のない範囲で、国や県が町に代わって工事を行うことができる権限代行制度の適用を県に要請する。

特定大規模災害等に指定された場合、町が管理する指定区間外の国道、県道又はそれらと交通上密接である町道の工事や円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等についても権限代行制度の適用を県に要請する。

また、町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣やその他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第1 復旧事業計画

基本編・風水害対策編 第4章 第2節「第1 復旧事業計画」（4-3ページ）に準ずる。

第2 激甚災害の指定

基本編・風水害対策編 第4章 第2節「第2 激甚災害の指定」（4-5ページ）に準ずる。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

項 目		担 当
第1	り災証明書の発行	総括班、京築広域圏消防本部
第2	被災者台帳の整備	総括班、災害救助班
第3	生活相談	総括班、災害救助班
第4	女性のための相談	総括班、災害救助班
第5	雇用機会の確保	調整班
第6	義援金品の受付及び配分等	総括班
第7	生活資金の確保	災害救助班、社会福祉協議会
第8	郵便事業の特例措置	日本郵便株式会社
第9	租税の徴収猶予、減免等	総括班、関係各班
第10	災害弔慰金等の支給等	災害救助班
第11	災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発	総括班

災害時には、多くの者が災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興支援センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、総括班は、住家被害の調査やり災証明書交付のための情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努める。

総括班は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

災害救助班は、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう努める。

第1 被災証明書の発行

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第1 被災証明書の発行」（4-9 ページ）に準ずる。

第2 被災者台帳の整備

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第2 被災者台帳の整備」（4-13 ページ）に準ずる。

第3 生活相談

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第3 生活相談」（4-14 ページ）に準ずる。

第4 男女の心身の健康に関する相談

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第4 男女の心身の健康に関する相談」（4-15 ページ）に準ずる。

第5 雇用機会の確保

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第5 雇用機会の確保」（4-15 ページ）に準ずる。

第6 義援金品の受付及び配分等

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第6 義援金品の受付及び配分等」（4-15 ページ）に準ずる。

第7 生活資金の確保

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第7 生活資金の確保」（4-16ページ）に準ずる。

第8 郵便事業の特例措置

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第8 郵便事業の特例措置」（4-20ページ）に準ずる。

第9 租税の徴収猶予、減免等

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第9 租税の徴収猶予、減免等」（4-21ページ）に準ずる。

第10 災害弔慰金等の支給等

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第10 災害弔慰金等の支給等」（4-22ページ）に準ずる。

第11 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発

基本編・風水害対策編 第4章 第3節「第11 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発」（4-22ページ）に準ずる。

第4節 経済復興の支援

項 目	担 当
第1 中小企業者への支援	調整班
第2 農林業者への支援	調整班

第1 中小企業者への支援

基本編・風水害対策編 第4章 第4節「第1 中小企業者への支援」（4-23ページ）に準ずる。

第2 農林業者への支援

基本編・風水害対策編 第4章 第4節「第2 農林業者への支援」（4-23ページ）に準ずる。

第5節 復興計画

項目	担当
第1 復興計画作成の体制づくり	総括班、関係各班
第2 復興に対する合意形成	総括班
第3 復興計画の推進	総括班、関係各班

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、地域構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。そのため、町は、県及び関係機関と緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止とより快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある者、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

基本編・風水害対策編 第4章 第5節「第1 復興計画作成の体制づくり」（4-24ページ）に準ずる。

第2 復興に対する合意形成

基本編・風水害対策編 第4章 第5節「第2 復興に対する合意形成」（4-24ページ）に準ずる。

第3 復興計画の推進

基本編・風水害対策編 第4章 第5節「第3 復興計画の推進」（4-25ページ）に準ずる。

みやこ町地域防災計画

地震対策編

(令和7年3月改正)

編集・発行 みやこ町防災会議
事務局 みやこ町総務課

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地

TEL 0930-32-2511

FAX 0930-32-4563